

東大阪市上下水道局建設工事業者指名選定要綱

令和 2 年 3 月 2 5 日

東大阪市上下水道局内規第 上 4 号

東大阪市上下水道局建設工事等業者指名選定要綱（平成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第 上 6 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この内規は、本市（水道事業会計に係るものに限る。）が発注する工事について、適正な施工を確保するとともに、市内業者の育成と、受注機会の公正を期し、東大阪市上下水道局水道契約規程（平成 2 3 年東大阪市上下水道局管理規程第 5 号）第 2 1 条に規定する入札者の指名について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この内規における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 有資格者 東大阪市上下水道局水道契約規程（平成 2 3 年東大阪市上下水道局管理規程第 5 号）第 4 条の 2 規定の「名簿」に登載された者
- (2) 市内業者 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「業法」という。）第 3 条規定の許可（以下「業法の許可」という。）を受けた主たる営業所（同法同条の「本店」をいう。）を本市に有する有資格者
- (3) 準市内業者 業法の許可を受けた従たる営業所（業法第 3 条の「支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの」をいう。）を本市に有する有資格者
- (4) 市外業者 前各 2 号に掲げる者以外の有資格者
- (5) 発注工事 本市が発注しようとする当該工事
- (6) 既発注工事 本市が既に発注した工事
- (7) 工事ランク 東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会に係る事務取扱（平成 3 0 年東大阪市上下水道局内規第 共 1 号）第 2 条第 1 号に規定される発注基準における、工事発注の予定価格に対応するランク

（選定の基準）

第3条 入札参加者を指名しようとするときは、指名が特定の有資格者に偏ることのないよう当該年度における指名及び受注の状況を勘案するとともに、次の各号に掲げる事項に留意し、第4条以下の規定により有資格者の中から選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 既発注工事における工事成績
 - (4) 発注工事に対する地理的条件
 - (5) 手持ち工事の状況
 - (6) 発注工事施工についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況
 - (9) 前各号に規定するもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要とする事項
- （指名の方法）

第4条 入札参加者を指名しようとするときは、有資格者のうちから指名する。指名については、工事ランクに応じた経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点）（市内業者においては発注者別評価点を加算した点数）を満たす者に限る。

（指名の制限）

第5条 発注工事の指名に際し、次の各号のいずれかに該当する者の指名については、これを制限することができる。

- (1) 手持ち工事等の進捗状況からみて発注工事を施工する能力がないと思慮される者
 - (2) 発注工事に対し適正な技術者の配置ができないと思慮される者
- （指名の除外）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、これを指名することができない。

- (1) 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第共15号）による入札参加停止期間中である者
- (2) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱（平成28年東大阪市上下水道局内規第共3号）に基づく指名除外期間中である者又は、警察当局から市長又は管理者に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状態が継続している者

- (3) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わない等、請負契約の履行が不誠実な者
 - (4) 一括下請、下請代金の支払遅延又は特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、その下請契約関係が不適切であることが明確な者
 - (5) 経営状態が極めて不安定であると認められる者
 - (6) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
 - (7) 同一の発注工事において事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員である者
 - (8) 前各号の他、第3条各号に掲げる事項を精査した結果、指名することが不適切であると認められる者
- (指名の取消し)

第7条 発注工事に現に指名している有資格者がその入札までの間に、第5条各号のいずれかに該当することとなった場合、当該指名を取り消すことができる。

2 発注工事に現に指名している有資格者がその入札までの間に、前条各号のいずれかに該当することとなった場合、当該指名は取り消すものとする。

(資本関係・人的関係のある有資格者間の指名調整)

第8条 有資格者の間に次の各号のいずれかの資本関係があるとき、当該資本関係にある有資格者同士を同一の発注工事に指名しないものとする。

- (1) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係

2 有資格者の間に次の各号のいずれかの人的関係があるとき、当該人的関係にある有資格者同士を同一の発注工事に指名しないものとする。

- (1) 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている

3 発注工事に現に指名している有資格者の間に前2項に規定する資本関係又は人的関係の存することが、その入札までの間に判明した場合、当該関係にある者のうち1者を残し、その他の者の指名は取り消すものとする。このとき、水道総務部管財課長は各当事

者より意見を聴取することができる。

(指名業者数)

第9条 指名業者数については発注工事の予定金額に応じ、概ね別表第1に示すとおりとする。但し、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 高度な技術又は特殊な技術を要する工事であるとき
- (2) 施工上相当困難を伴う工事であるとき
- (3) 前各号の他、特別の事情があるとき

(市内業者の優先)

第10条 発注工事の指名にあたっては前各条の定めによるとともに、市内業者育成の観点から市内業者を優先指名する。

2 準市内業者の指名は、発注工事に指名できる市内業者が別表第1に示す数に満たないとき行うことができる。

3 市外業者の指名は、発注工事に指名できる市内業者及び準市内業者が別表第1に示す数に満たないとき行うことができる。

(その他)

第11条 この内規に定めのない事項又は、この内規の定めにより難しい場合は必要の都度、東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会の審議を経て定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日東大阪市上下水道局内規第上8号)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

発注予定金額	指名業者数
10億円以上	16者
3億円以上 10億円未満	12者
1億円以上 3億円未満	9者
5千万円以上 1億円未満	7者
1千万円以上 5千万円未満	6者
1千万円未満	5者
単価契約工事	5者